星のまち★かたの

交野市放課後児童会の今後の在り方基本方針素案

～持続可能な児童会制度を目指して～

（案）

目　　次

第1章 社会的背景 3
1. 放課後児童会の背景 3
（1）共働き世帯等の増加 3
（2）女性就業率・ひとり親世帯の増加 5
（3）子どもの相対的貧困率 6
2. 計画の目的 6
3. めざす児童会 6
第2章 放課後児童会の概要 7
1. 児童会の概要 7
（1）児童会の設置目的 7
（2）児童会の設置基準 7
（3）児童会の開所時間等 7
2. 児童会の状況 7
（1）児童会数 7
（2）入会者数の推移と将来予測 8
（3）環境整備 9
3. 指導員の状況 9
（1）本市の指導員の区分 9
（2）指導員数の推移 10
（3）指導員の年齢構成の推移と将来予測 10
（4）指導員の待遇 11
第3章 ニーズ調査及び保護者向けアンケート等から見える課題 13
1. ニーズ調査結果概要 13
2. 保護者会等の独自アンケート調査の概要 14
3. 放課後児童会運営委員会での意見聴取 16
第4章 放課後児童会における課題 18
1. 短期的な観点 18
（1）安定した指導員の確保 18
（2）配慮が必要な児童の受け入れ 18
2. 中長期的な観点 18
（1）児童会定員の維持 18
（2）安定した指導員の確保 19
（3）児童会文化の継承 19
（4）社会環境等の変化による職員数の減少 19
第5章 将来を見据えた放課後児童会制度の在り方の方針 20
1. 市としての基本的な考え方 20
2. 方針 21
（1）将来の共働き子育て世帯等への安定的な児童会制度の継承 21
（2）社会環境や利用者ニーズへの迅速な対応が図れる児童会制度の確立 21
3. 方針の視点 21

第１章　社会的背景

１.放課後児童会の背景

（１）共働き世帯等の増加

これまで日本社会は、身近な地域コミュニティ（自治会制度等）が戦後から継承され、子育てについても祖父母との同居や近居をはじめ、隣近所との関係性により、地域住民とともに子育てが行われてきた歴史があります。しかし、核家族化や個人の価値観等の社会環境の変化により、そのような歴史も希薄になってきたことも事実です。

国の労働力調査では、就業等に関して 1980 年代までは、高度経済成長期を皮切りにバブル景気等を含め、終身雇用、正規職員といった雇用形態が一般的なものとして、夫が家計を支える世帯が 1,114 万世帯であることに対し、共働き世帯は 614 万世帯となっており、約 1.8 倍となっていました。

1990 年代に入ると、バブル景気が終焉を迎え、長引く不況から企業の終身雇用制度が崩壊するなど、正規雇用から非正規雇用といった雇用形態の変化をはじめ、バブル時代までのような年功序列型の賃金体系から、企業のグローバル化もあって、成績主義型の賃金体系の導入へと変化してきた経緯もあり、1997 年では、夫が家計を支える世帯が 949 万世帯であることに対し、共働き世帯は 921 万世帯となっており、大きな差がなくなり、この年度以降から共働き世帯が、夫が家計を支える世帯を上回ることになります。

また、男女雇用機会均等法や女性の社会進出を後押しする女性活躍推進法の施行など、女性をめぐる社会環境の変化もあり、令和となった 2019 年では、共働き世帯 1,245 万世帯に対し、夫が家計を支える世帯は 582 万世帯と大きく減少しており、1980 年代までとは真逆の状況となっています。今後、人口減少社会においてもこの関係性は大きく変化はしないものと考えておく必要があります。

①交野市人口ビジョンによる人口の将来展望

下表は、社人研推計の人口予測と、市の独自推計の予測です。市の独自推計とは、市の人口施策として、住宅施策や子育て施策等の人口減少を抑制する各種施策を講じることにより、人口減少のスピードを緩やかにした場合のものを表しています。

2020 年から 2040 年の 20 年間では約 6,900 人の人口が減少すると予測されています。

■人口の将来展望

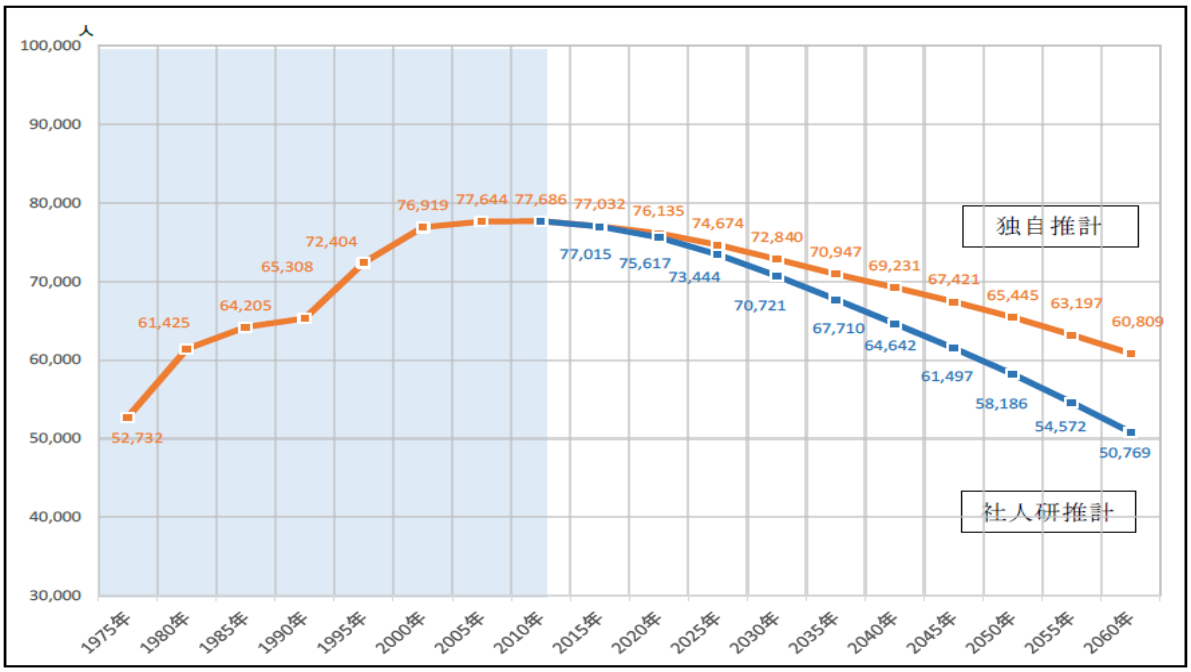

②交野市人口ビジョンによる世代構成バランスの変化

下表は、2010 年から 2060 年の年齢構成の推移を表したものです。全国的にも人口減少は避けられない中、本市においても 50 年間では 17,000 人の人口減少を想定しておりますが、年齢構成を見ますと上記でも述べたとおり、本市独自の人口施策を講じることにより、0～14 歳の区分については、横ばいの予測となっています。

■世代構成のバランスの変化

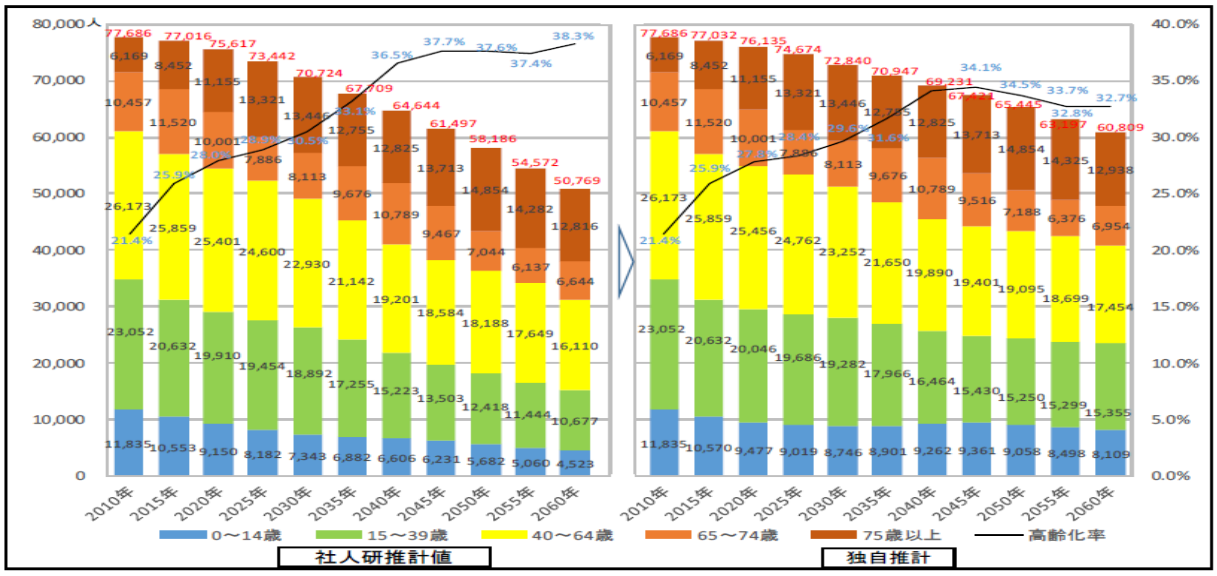

共働き等世帯数の推移

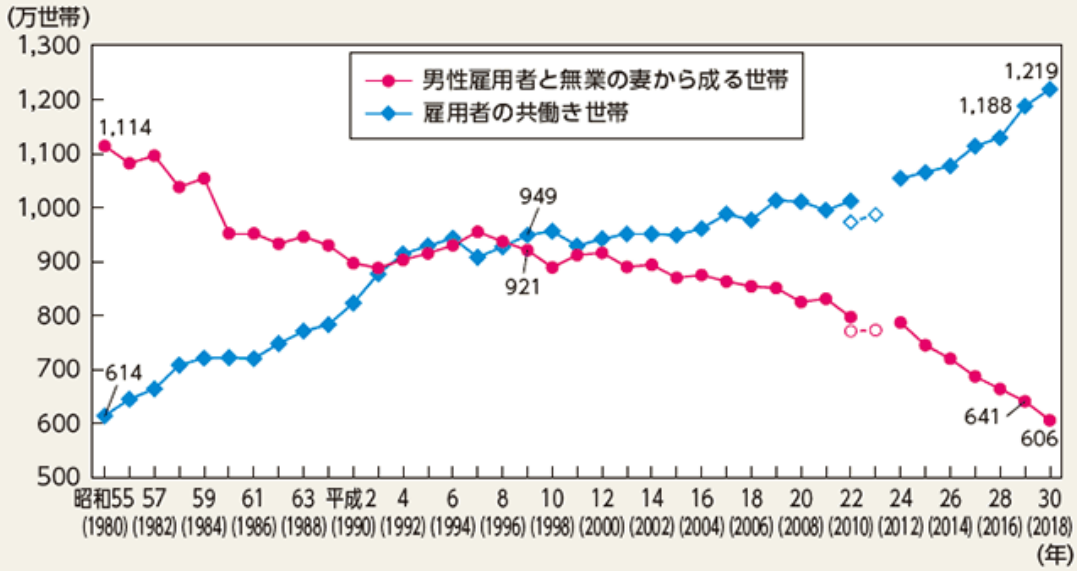

（備考）1．昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年２月。ただし，昭和55年から57年は各年３月），平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは，調査方法，調査月等が相違することから，時系列比較には注意を要する。
2．「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは，平成29年までは，夫が非農林業雇用者で，妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年は，就業状態の分類区分の変更に伴い，夫が非農林業雇用者で，妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3．「雇用者の共働き世帯」とは，夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4．平成22年及び23年の値（白抜き表示）は，岩手県，宮城県及び福島県を除く全国の結果。

（2）女性就業率・ひとり親世帯の増加

■年齢階級別女性就業率の比較

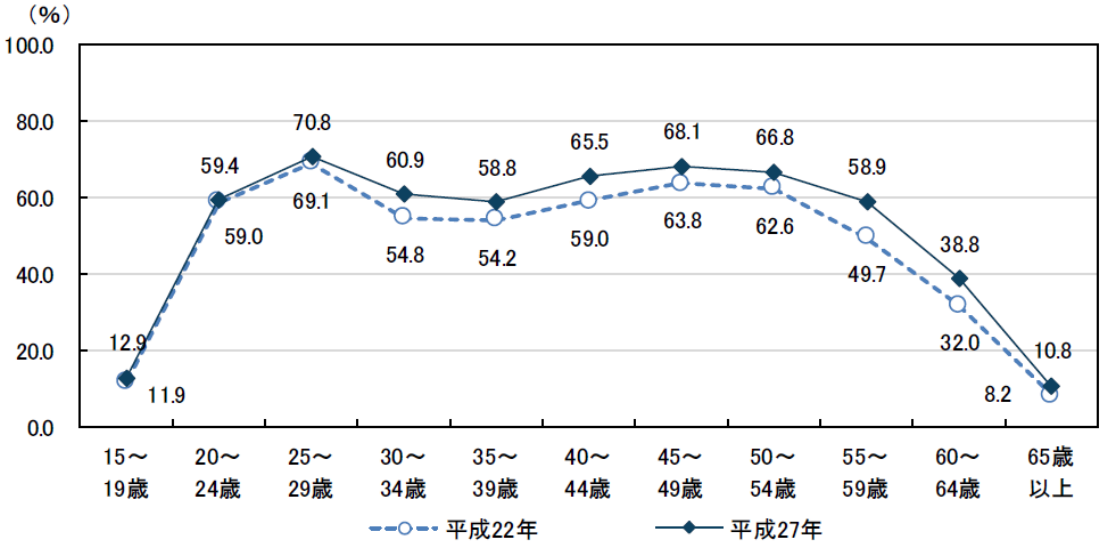

資料：国勢調査

国の調査結果にある共働き世帯の増加と同様に本市においても、女性の就業率が増加傾向にあり、特に児童会を利用される可能性の高い世代においては、5年で5ポイント程度増加しており、最新の調査結果においても引き続き増加しているものと考えられます。

■ひとり親世帯数の推移

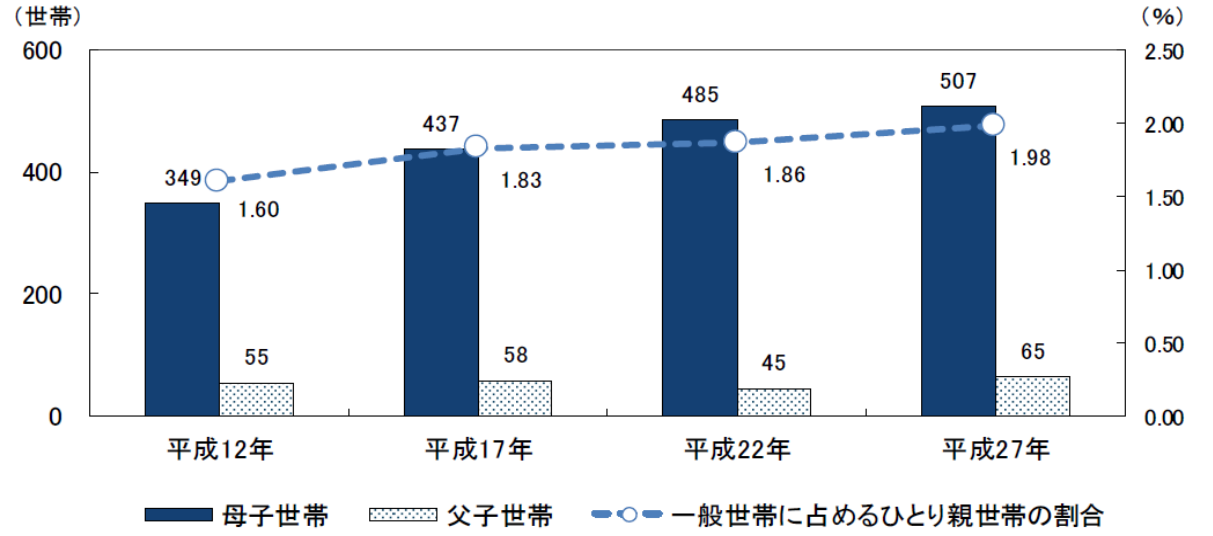

資料：国勢調査

また、共働き世帯と同様に、児童会を利用される可能性が高い世帯としてひとり親世帯があげられる。

上記の調査結果から、本市のひとり親世帯についても増加傾向にあり、引き続き、児童会の利用が増加傾向にあると言えます。

以上のことから、本市においても国勢調査から児童会へ入会予想される世帯として、「年齢階級別就業率」や「ひとり親世帯の推移」から見た状況では、いずれも増加傾向となっており、国の労働力調査の傾向とは大きく変わることはないものと考えます。

（3）子どもの相対的貧困率

子どもの相対的貧困率は、国の統計調査である国民生活基礎調査 2019 全国版で 13.5%となっており、3 年ごとの調査を見ますと概ね 13%～15%と推移しています。

しかし、ひとり親世帯を見ますと 48%と高く、先進国の中でも最悪な水準だと言われており、親の就労と子どもの貧困化は少なからず影響があるものと考えます。

※相対的貧困率とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態をいう。

図 13　貧困率の年次推移

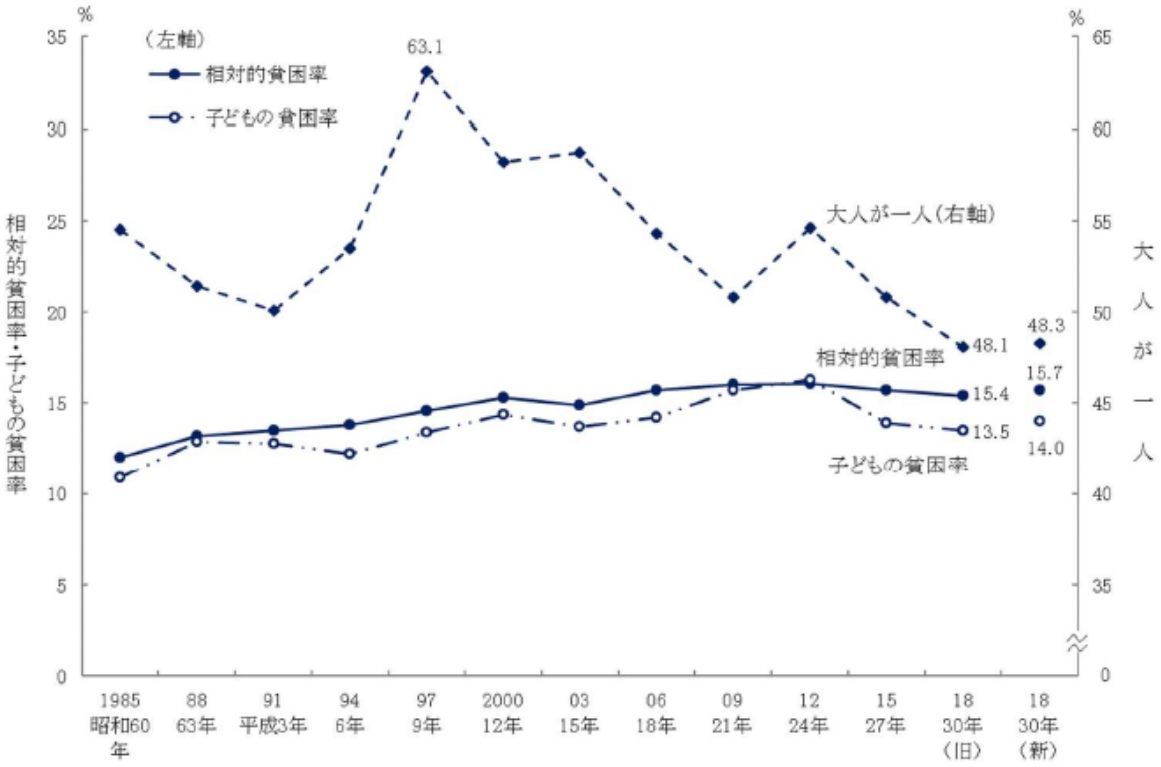

注：1) 1994（平成６）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたＯＥＣＤの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
4) 貧困率は、ＯＥＣＤの作成基準に基づいて算出している。
5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

2. 計画の目的

「交野市放課後児童会の今後の在り方基本方針」（以下、（本方針）という。）は、人口減少の中においても、出生率や共働き子育て世帯数等は大きく減少することがないことが予想される状況を踏まえ、将来に向けた安定的かつ持続可能な児童会制度を継承するための方向性を示すことを目的としています。

3. めざす児童会

共働き子育て世帯等を引き続き支援できるよう、待機児童のない児童会をめざすとともに、働き方やライフスタイル等の変化に対し、多様なニーズに応えられる体制をめざします。

第２章　放課後児童会の概要

1.児童会の概要

(1)児童会の設置目的

放課後児童会は、児童福祉法(放課後児童健全育成事業)に基づき、放課後の時間帯において、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階をふまえながら、子どもの健全な育成を図ることを目的としています。

(2)児童会の設置基準

児童会の設置基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めています。

【主な基準】

専用区画面積	児童１人につき概ね 1.65 ㎡以上
支援の単位	概ね 40 人以下
指導員数	支援の単位ごとに2人以上(うち、1 人は補助員での代替可)
開所時間(原則)	平日(授業日):1日3時間以上、授業の休業日:1日 8 時間以上

(3)児童会の開所時間等

・月曜日～金曜日:13 時から 18 時 30 分まで
　※令和３年 11 月１日から、18 時 31 分から 19 時までの時間延長対応開始
・小学校短縮授業日:授業終了時刻～18 時 30 分
・土曜日(第４土曜日を除く)及び小学校休業日(夏季・冬季・春季休業日含む):8 時 30 分から 18 時 30 分まで
　※令和３年７月 21 日から、早朝見守り対応を7時 30 分からに拡大

2.児童会の状況

(1)児童会数

本市の児童会は 13 か所となっており、うち、1か所が学校敷地外となっています。

児童会名	開設場所及び住所	
交野児童会※	交野小学校内	私部 1-54-1
交野児童会分室※		
星田児童会	星田小学校内	星田 3-33-4
郡津児童会	郡津小学校内	郡津 4-13-1
郡津児童会分室	郡津児童会分室	私部 4-11-8
岩船児童会	岩船児童会	森北 1-25-1
倉治児童会	倉治小学校内	倉治 1-15-1
妙見坂児童会	妙見坂小学校内	妙見坂 7-20-1
長宝寺児童会※	長宝寺小学校内	郡津 1-43-1
旭児童会	旭小学校内	星田 4-18-1
藤が尾児童会	藤が尾小学校内	星田北 2-45-1
私市児童会	私市小学校内	私市 9-5-10
私市児童会分室		

※交野児童会・交野児童会分室・長宝寺児童会は令和4年4月より交野みらい児童会として統合予定

（2）入会児童数の推移と将来予測

制度の変更や共働き世帯等の増加もあり、特に平成 27 年度の制度改正（時間の延長及び対象児童を6年生までに拡充）から大きく増加傾向となっています。

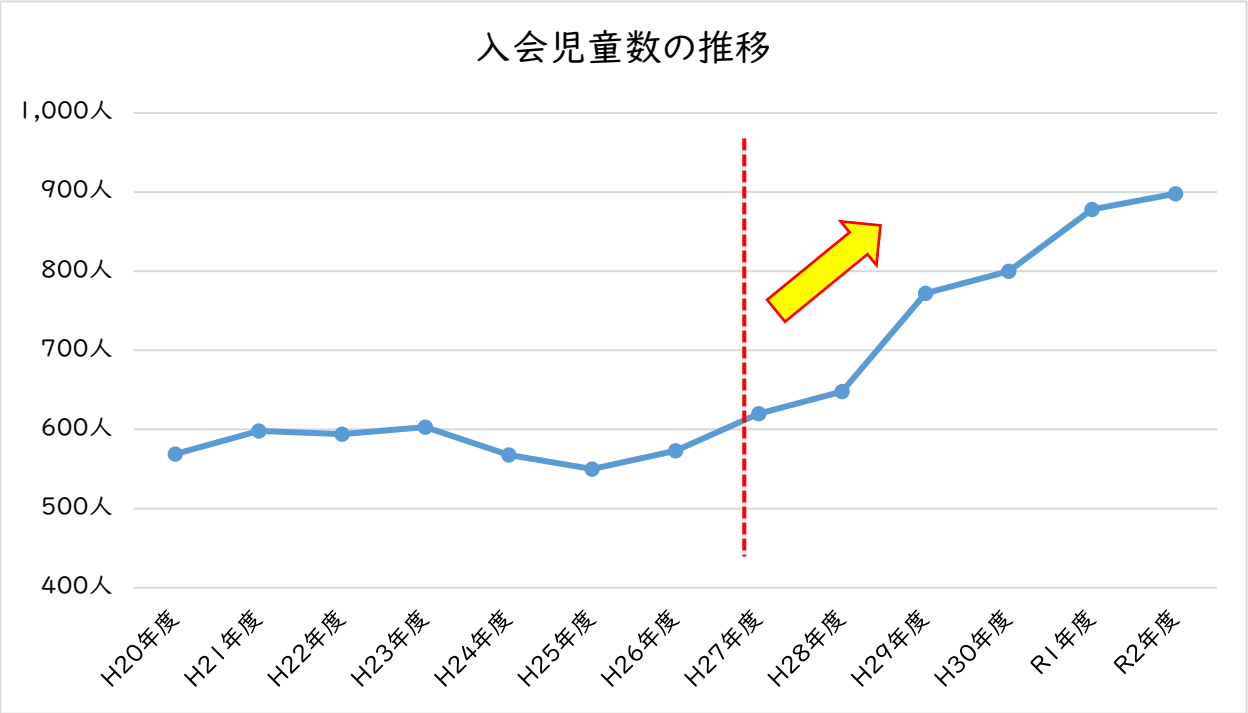

下表は、交野市人口ビジョンをもとに、令和３年度から 10 年後の児童の入会予測を表したものとなります。

市独自推計として、入会児童数及び小学校児童数の将来予測は、令和３年４月と比較しても今後 10 年間では、大きな変動はないものと予測されます。

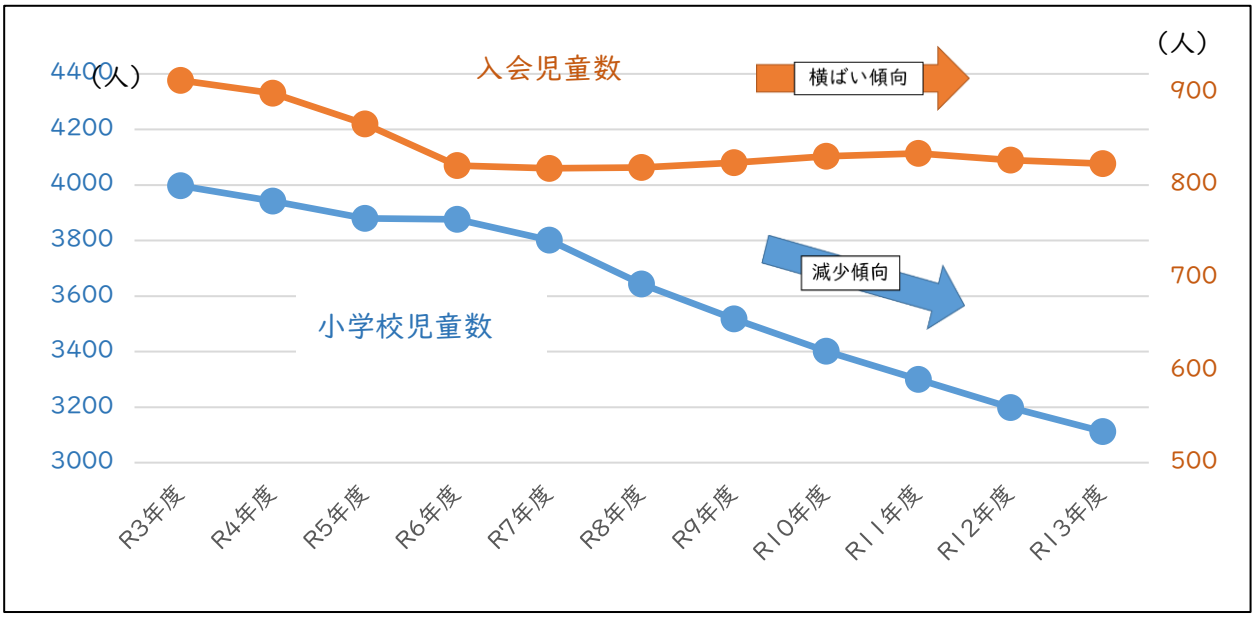

※「住民基本台帳人口移動報告 2021 年（令和3年）結果」において、全世代の合計で128人の転入超過。（内訳として0～14歳の子どもが191人、30代・40代の親世代が230人の転入超過）

2017年から2021年の5年間を通算においては、0～14歳の子どもが817人増加、30代・40代の親世代が800人増加となっており、住宅施策や子育て施策により、子育て世代の増加が見込まれるため、独自推計よりも、高い値で推移することも十分考えられます。

（3）環境整備

下表は、過去 15年間において、学校と連携を図りながら待機児童を出さないよう環境整備等の主な対応策について表しております。

また、利用者のニーズを踏まえ、開会時間の延長をはじめ、特別な支援を必要とする児童への指導員の加配対応、いわゆる質的拡充の取組みなどを進めてきました。

時期	内容
平成 17 年 4 月	閉会時間を「18 時」から「18 時 15 分」に延長
平成 18 年 7 月	交野児童会（プレハブ施設）を整備
平成 25 年 4 月	旭児童会（プレハブ施設）を増築
平成 27 年 2 月	倉治児童会（プレハブ施設）を整備
平成 27 年 4 月	開会時間を「18 時 15 分」から「18 時 30 分」に延長
〃	入会対象学年を「4 年生まで」から「6 年生まで」に拡充
令和元年 7 月	倉治小学校の「ランチルーム」などを時間借用し、受け入れ人数の拡充
令和 2 年 2 月	交野小学校の「ワークルーム」を時間借用し、受け入れ人数の拡充
令和 2 年 5 月	私市児童会（プレハブ施設）を整備
令和 3 年 7 月	早朝見守り事業として「8 時 00 分」から「7 時 30 分」に拡大
令和 3 年 11 月	「18 時 31 分」から「19 時」まで延長使用を開始

3. 指導員の状況

（1）本市の指導員の区分

本市では、指導員等（会計年度任用職員）を以下の勤務条件ごとに任用しています。

名称	勤務日・勤務時間		勤務場所	給与形態
指導員	児童会開会日	5時間 30 分	指定の児童会	月給
指導員補助	児童会開会日のうち、決められた日	3時間程度	指定の児童会	時給
代替指導員	児童会開会日のうち、勤務依頼のあった日	3時間程度	勤務依頼のあった児童会	時給

※指導員・・・原則、「放課後児童支援員資格」を有している者又は、取得予定の者
指導員補助（補助員）・・・指導員の指示により補助的な業務を行う者
代替指導員・・・指導員の休暇取得時代替での勤務や長期休業中の人員増のための勤務する者

（2）指導員数の推移

制度改正や人口施策の効果等もあり、平成 27 年度以降入会児童数とともに指導員数も増加傾向となっております。

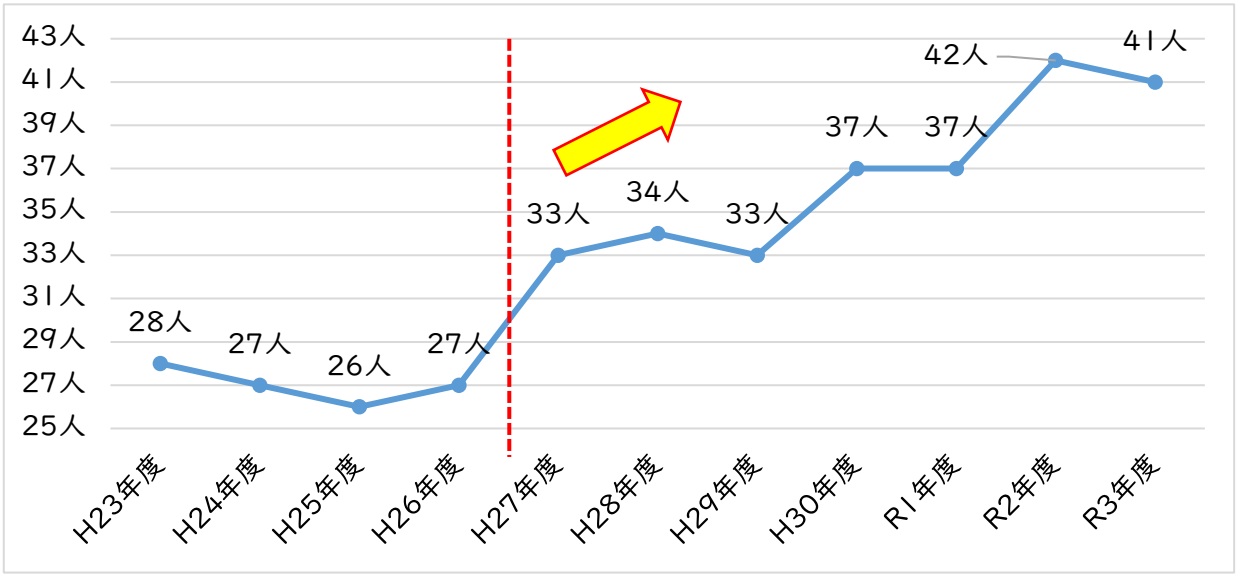

（3）指導員の年齢構成の推移と将来予測

令和 3 年 4 月時点で、指導員の平均年齢は 55 歳となっており、50%以上の指導員が 10 年後には 60 歳を超えることが伺えます。

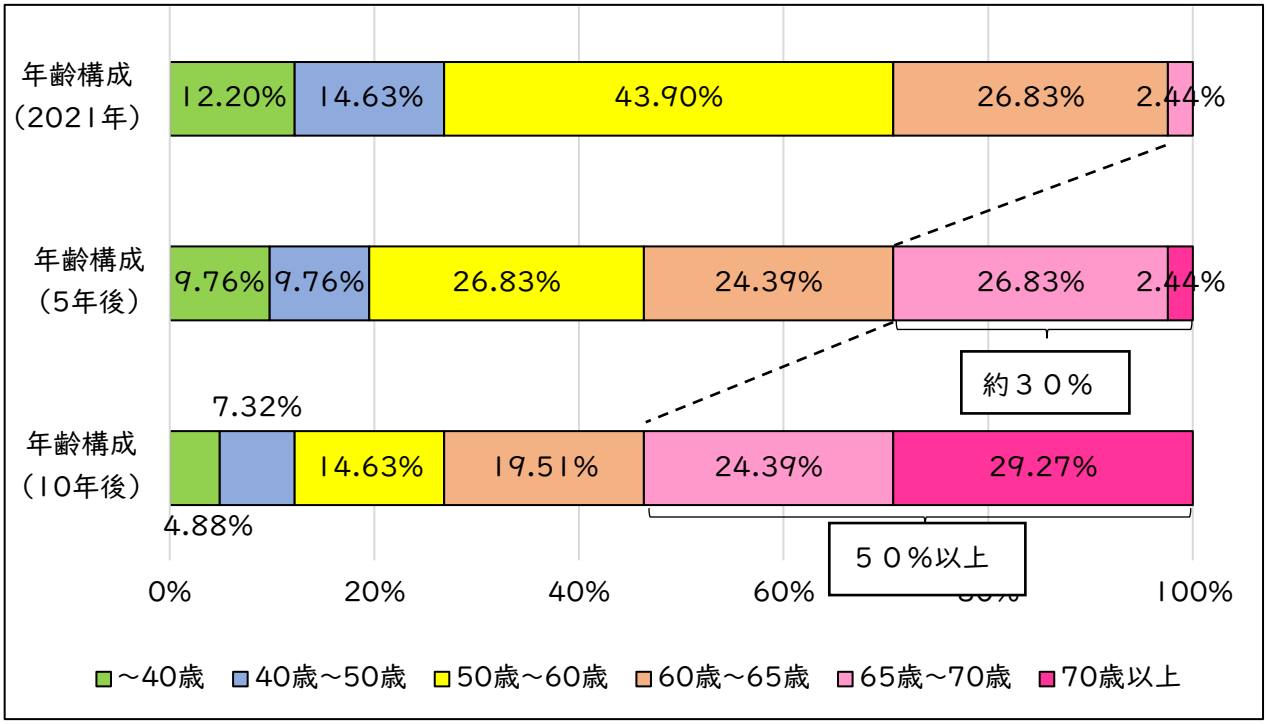

(4) 指導員の待遇

① 給与額の推移

指導員の身分については、非常勤職員の雇用形態が都道府県及び自治体によって異なっていたことから、雇用形態の統一と待遇改善を図ることを目的に、平成29年に地方公務員法が改正されました。それに伴い、本市条例においても指導員を会計年度任用職員として位置づけ、令和2年度から同職として任用しています。

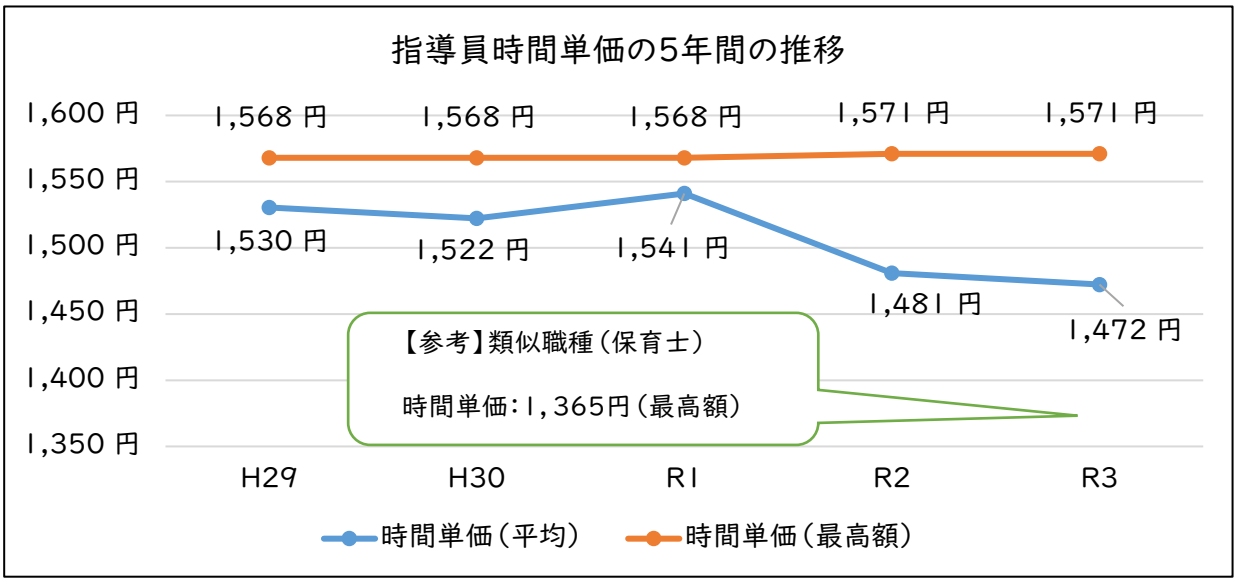

※月額報酬から時間単価を算出しています。（ボーナスである期末手当は、含まれていません）

※上記は、指導員の報酬及び手当を時給に換算したものであり、補助員及び代替指導員は含んでいません。

※大阪府の最低賃金が改正された場合は、最低賃金を下回らないよう配慮しています。

② 指導員等の処遇

本市の指導員の勤務時間は、5時間 30 分、月給及び時給は、以下の表のとおりとなっております。

また、児童会での通常の勤務時間分及び学校の長期休業中等の時間外勤務分の報酬に加えて、運営上必要な買い出しや育成活動費の会計事務処理等（月3時間程度）の時間外業務を支給しております。

土曜勤務については当該時間のすべてを時間外勤務手当として支給し、その他の手当としては、年2回期末手当が支給されております。

なお、近隣市との比較については、職種や勤務日数の違いなどで、単純比較が困難でありますが、大きな格差はない状況と考えております。

職種	金額	期末手当（年間）
指導員 （会計年度任用職員導入**前**からの任用者）	148,634 円～174,240 円	2.55 カ月
指導員 （会計年度任用職員導入**後**からの任用者）	120,141 円～151,367 円	2.55 カ月
補助員・代替指導員	1,003 円～1,017 円	原則対象外

※保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、報酬改定を予定しています。

③ 児童会の設置数、児童及び指導員並びに補助員・代替指導員数（令和３年５月現在）

児童会	児童数	指導員数	補助員数
交野児童会	94人	４人	8人
交野児童会分室	61人	３人	1人
星田児童会	97人	4人	4人
郡津児童会	75人	4人	4人
郡津児童会分室	42人	２人	1人
岩船児童会	77人	３人	4人
倉治児童会	102人	４人	3人
妙見坂児童会	77人	３人	2人
長宝寺児童会	36人	２人	1人
旭児童会	84人	４人	3人
藤が尾児童会	74人	３人	2人
私市児童会	68人	3人	2人
私市児童会分室	26人	2人	2人
計	913人	41人	37人

（代替指導員登録者数 約 40 人）

※補助員数は、配置している実人数を記載しているため、実際に勤務する人数については、曜日により異なります。

第３章　ニーズ調査及び保護者向けアンケート等から見える課題

1.ニーズ調査結果概要

令和 2 年 10 月に実施しました放課後児童会に在籍する保護者及び市内認定こども園に在籍する保護者へのアンケート調査の結果は、対象者 1,316 人のうち、回収は 754 人で回収率としては 57.3%であり、児童会を利用中の方だけでは 61.5%となっています。

アンケートの結果、児童会について今後、期待するものとして最も高いものは「お弁当などの宅配サービスの導入」、次いで、「開会時間の延長」、「お子さまだけの登会及び帰宅」、「学習支援の充実」の順となっています。

共働き子育て世帯等としては、通勤・勤務・休息等といった就労に係る“時間的制約”に関係すると思われるニーズの割合は 62.4%と非常に高いものとなっております。併せて、時間的制約以外に「活動期間中の安全確保」を求められており、共働きの子育て世帯等の時間的制約の中においても児童を預けることの安全性の確保はニーズが高いことが伺えます。

◇アンケート結果概要

	放課後児童会に在籍する児童	市内認定こども園に在籍する児童	全対象児童
アンケート配布数	761 人	555 人	1,316 人
アンケート回収数	468 人	286 人	754 人
アンケート回収率	61.5%	51.2%	57.3%

◇児童会について今後優先して期待するもの

項目	児童会	こども園	合計	
1.お弁当など宅配サービスの導入	223 人	126 人	349 人	18.4%
2.開会時間の延長	195 人	116 人	311 人	16.4%
3.お子さまだけの登会及び帰宅	192 人	90 人	282 人	14.9%
4.学習支援の充実	114 人	127 人	241 人	12.7%
5.防犯や災害など、活動期間中の安全確保	126 人	101 人	227 人	12.0%
6.設備・備品（遊具など）の充実	97 人	53 人	150 人	7.9%
7.利用者負担金の維持	76 人	54 人	130 人	6.8%
8.保育士などの専門的資格者の配置	66 人	64 人	130 人	6.8%
9.児童会主催のイベント・行事の実施	24 人	15 人	39 人	2.1%
10.その他	28 人	11 人	39 人	2.1%

次に自由意見の上位としては、「児童会への感謝」が他の意見と比較して高いものとなっております。また、上位 4 位の「時間延長」、5 位の「保護者会」についても共働き子育て世帯等としての“時間的制約”と、これまで培われてきた交野の児童会及び指導員等の実績や保護者との関係性が背景にあるものと考えられます。

◇自由意見（分類後、上位 5 分類について記載）

分類	人数
児童会への感謝	97 人
新型コロナウイルスの対応について	24 人
改善意見・要望など	22 人
時間延長について	21 人
保護者会について	14 人

アンケート結果から、共働き子育て世帯等にとって、生活基盤である就労と子育ての両立を図るためには、待機児童のない安全・安心な児童会制度の必要性が根幹にあることが伺え、これらは将来的にも大きく変動することはないものと考えられます。

このことについては、アンケート調査に回答しなかった方についても同様であると考えられます。

併せて、児童会運営委員会部会の意見では、交野の児童会に引き継がれてきた風土（昔遊びなど）も将来に継承していきたいとのご意見も多いことから、交野の児童会の文化として残していくべきものと考えます。

なお、児童会が担っている子どもの居場所づくりや、共働き子育て世帯等の生活基盤の安定が、子どもの貧困化の抑制に少なからず影響があるものとして認識しておくべきものと考えます。

2. 保護者会等の独自アンケート調査の概要

①放課後児童会の良いところ（抜粋）

安全な場所で外遊びや中遊びができるところ
けん玉やコマなど昔ながらの遊びができるところ
子供達の事をよくわかっていて親心の目線で子供達をみて下さっている先生方がいるで、安心して預けることができる。
学年隔てなく関わりをもてるところ。
宿題をしてから遊ぶという生活習慣が自然に身に付くのが良いと思います。
誕生日会やお買い物ごっこや〇〇大会等、子どもたちが楽しみなイベントがある。
子どもの気持ちを理解し、忙しい親にも寄り添える指導員がいるところ
レトルト食品持参の日（親の弁当作りの負担の軽減）
在宅時間が短い親にとって宿題を児童会で済ませてくれるのは助かる
子供が何処に居てるか、誰と居てるか分かる為、安心して仕事に集中できる。
ボール遊び禁止の公園が増えるなか、思いっきりドッヂボールなどで体を動かせる。

②10年後、20年後にも継承して欲しいもの

今後も、今の様に、安心安全に過ごせる場所づくりをしていって欲しい。
お店屋さんごっこや制作など、子供達が楽しみにしているイベントは、このまま継続して欲しいです。
イベントや制作をした日は、子供達も楽しかったようで沢山、話をしてくれます。
また、長期休暇の際のビデオやアイロンビーズ、宿題終了後の塗り絵など、家より種類があって楽しいようです。流行りの物(鬼滅の刃　全巻など)も取り入れて頂いて、子供が話題に困らない様な配慮をして頂いている所が、助かります。
季節ごとにイベントを考えてくれていて、お昼ご飯に宅配弁当やハンバーガーを注文してくれて保護者の負担を減らそうとしているところ
現代でなかなか触れる機会の減ったけん玉やコマ等で遊べる上に、大会等も開いてもらえるのでやる気も出て、楽しんでいる
お菓子を食べる、宿題をする、お友達と元気よく遊ぶといった日常の放課後を楽しく過ごせる場であって欲しい
けん玉などの日本の伝統的な遊びは家ですることがほとんどないので、けん玉検定などはぜひ続けて欲しい
キャリアのある先生方の安定した雇用と就労の継続
けん玉(検定を含む)、コマ回し、卓球、もしかめ大会、お店屋さん
縦割りでの役割付与や責任の経験。異学年で助け合う行事などは、必ず大人の目が必要になるため。
安心して預けれる環境を整えて頂ける所
子供達の事をよくわかってくれている指導員の先生がいてほしい。

3.放課後児童会運営委員会での意見聴取

本方針の策定にあたって、入会児童会の保護者だけでなく、地域や教職員などの意見を聞き、今後の運営に反映する必要があります。

そのため、交野市放課後児童会運営委員会において、児童会の良い点、継承してほしい点、課題である指導員確保に関することを中心に、具体的な施策等を検討するための運営委員会として部会を設置し、意見聴取を行いました。

【会議の開催状況】※内容は本方針に関するものを抜粋しています。

種別	回数	日時	内容
運営委員会	1	令和3年7月7日（水）	・放課後児童会の今後の在り方について
部会	1	令和3年8月 27 日（金）	・放課後児童会制度に関する課題等の意見調整について
部会	2	令和3年 10 月1日（金）	・放課後児童会の良いところ（今後、10年後、20年後に児童会として「継承していってもらいたいもの」）について
運営委員会	2	令和3年 10 月8日（金）	・交野市子ども・子育て会議への諮問内容（交野市放課後児童会の今後の在り方の基本方針について）の報告について ・放課後児童会運営委員会部会の活動内容について
部会	3	令和3年 11 月 10 日（水）	・放課後児童会指導員人員確保の工夫について
運営委員会	3	令和3年 12 月1日（水）	・放課後児童会運営委員会部会の活動内容の報告について ・交野市放課後児童会の今後の在り方の基本方針の構成等について

【放課後児童会の良いところ・継承してほしい点】

おやつについて
・果物や乳製品の提供がある。 ・コロナ禍においてもおやつの提供がある。
指導員の専門性
・子どもどうしのトラブルの仲裁がスムーズ。 ・児童との信頼関係が構築されている
昔遊び、コマ 、けん玉、ボール遊び
・普段学校や家庭ではできないような遊びや、体を動かす遊びができる ・大人数での遊びができる
配慮が必要な児童への対応
・きめ細かな配慮 ・子どもどうしのつながりも大切にされている。
メリハリのある生活リズム
・特に長期休業期間など、宿題の時間などが決められていることで、規則正しい生活が送れる。 ・自宅でも宿題の時間を自然にとるようになった
「おかえり」から始まる学び、「第２の家」
・安心して過ごせる場所である。 ・大人数で一緒に楽しめる行事や遊びができる ・指導員からその日の出来事の報告がある。
学校との連携、学校とは違う姿が見られる居場所
・子どもの様子について、日ごろから連携がとられている。
異年齢のつながりを体験できる
・上の子が下の子を見る循環が引き継がれている。
・人間関係の幅が広がり、多様な考え方、価値観にも触れることができる

【指導員の人員確保の工夫について】

報酬の増額・勤務時間を８時間への拡大・フレックスの導入
・指導員希望の応募者の多様なニーズに応えられるよう、柔軟な勤務体制を整えられないか。
現状以上に指導員募集の訴えをしてほしい
・大学や専門学校へ働きかけ、保育や教育に関して学ぶ学生を取り込めないか。 ・直接学校に出向き、学生に仕事を紹介できないか。
仕事の見える化
・指導員の仕事は事務仕事や保護者対応など多岐にわたるため、より詳細な内容を面接時に伝えられないか。
お試し期間の設定
・面接時に指導員が同席することで、業務内容のイメージがつきやすくならないか。 ・想定していた業務内容の不一致を避けるため、また、児童との信頼関係を構築するためにも、一定期間アルバイトとして勤務できないか。
キャリアアップを図れる環境整備
・何か月後、何年後にはどういう仕事をしてほしいか、を伝えられるようにできないか。 ・「放課後児童支援員資格」の取得に向けた具体的な仕組みをつくれないか。

第４章　放課後児童会における課題

１.短期的な観点

保護者向けアンケート調査は、短期的な課題として見て取れ、「お弁当などの宅配サービス」や「開会時間の延長」、「お子さまだけの登会及び帰宅」、「学習支援の充実」が保護者から見たニーズの高いものとして、それらは児童会サービスの現状の課題として見てとれます。

なお、「学習支援の充実」では、放課後児童会に在籍する保護者と市内認定こども園に在籍する保護者では考え方がやや異なっており、前者では宿題を中心に、後者では宿題ではなく、英語等の先行学習を求められています。

一方で、保護者から見たニーズに対し、対応できるノウハウや柔軟性や迅速さを行政が持ちえないことは行政の課題となっています。

（１）安定した指導員の確保

①人員確保

現状の指導員の年齢構成や、やむを得ない急な休暇等により、補助員や代替指導員により一時的に代替えする場合がありますが、万が一、病気やケガ等の事由により、複数の指導員が長期間にわたって余儀なく休暇取得することとなった場合は、補完するための十分な指導員を確保することは難しい状況であり、児童会制度の大きなリスクとして認識しておく必要があります。

また、指導員等の病気やケガ等だけではなく、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、安定的な指導員の確保に努める必要があります。

②年齢構成の平準化と資質・能力の向上

指導員等の年齢構成はいびつな状況となっており、担い手の育成、技術・文化継承の観点からも安定的な児童会制度を見据え、現状からも指導員等の年齢構成の平準化を進めていく必要があります。

また、指導員等は、公共サービスの担い手として、指導員一人ひとりの意識改革、資質向上及び人権尊重など、常に利用者の目線に立って業務を遂行することが求められます。一方で、多様な人材育成に繋がる研修機会等の提供は、幅広い視点が求められることから、実施内容などが課題となっています。

（２）配慮が必要な児童の受け入れ

配慮が必要な児童については、保護者・指導員・担当課の面談のうえ、児童が快適に児童会生活を送れるよう、適切な加配指導員の配置や重点的な見守りを行っております。また、学校でも医療的ケア児の受け入れが進められていることから、今後は児童会においても受け入れ体制の充実が求められるものと考えられます。

２.中長期的な観点

（１）児童会定員の維持

人口減少の中でも共働き子育て世帯等の件数は、統計的にも横ばいになると予測されています。一方、出生率についても同様に横ばいもしくは若干の伸びが予想されています。

また、過去 10 年間の共働き子育て世帯等と児童会を利用する児童は比例して増加していることから、今後、10 年、20 年間の共働き子育て世帯等の見通しを踏まえると、現状の児童会の利用率は大きな変動がないものと認識し、10 年後、20 年後と中長期的な観点からも現状と同様に児童会の定員を維持する必要があります。

（2）安定した指導員の確保

令和 3 年 4 月現在、指導員の平均年齢は 55 歳となっており、指導員全体の 73%が 50 歳以上となっています。

短期的には、指導員の配置基準により児童会の定員は維持されるものと考えておりますが、中長期的に見ますと指導員が退職していくことやこれまでの採用状況等をふまえますと、指導員の人材確保や高齢化の課題は、放課後児童会を運営する上でのリスクにつながるものとして認識しておく必要があり、将来に向けて対策を講じなければ、待機児童の発生や入会児童の年齢制限の実施等の可能性も考えられます。併せて、看護や加配を必要とする児童が入会を希望するときには、専門知識を有する指導員の確保が必要となり、迅速な対応が求められます。

以上のことから、児童会運営におけるリスクを認識し、対応を検討していくことは、早急な取組が必要となります。

（3）児童会文化の継承

今後 10 年後、20 年後に、児童会として継承されるべきものとして、おやつに果物を提供していること、昔遊び等（コマ、けん玉、ボール遊び）の、児童会以外では教わる機会が少ない遊びが提供されていること、「第2の家」と言えるような、児童と指導員との良好な関係を構築できる専門性の高さを指導員が有していること等、放課後児童会運営委員会や保護者アンケートから、これまで培われてきた本市の各児童会の環境は、文化として継承されるべきものとなっています。

また、放課後児童会運営委員会では、子どもたちは楽しんで児童会から帰ってくる、といったご意見をいただいていることから、現状でも子どもたちにとって魅力的な児童会運営ができていると想定されますが、指導員の創意工夫の継続は、今後も重要であると考えます。

（4）社会環境等の変化による職員数の減少

現在本市では、職員定員管理計画に基づき、正規市職員の採用を行っています。

正規職員は、ピーク時に 700 名を超えていましたが、財政健全化計画をはじめ、民間活力導入方針や市長戦略行革プランなど、事務事業の効率化等により正規職員の採用抑制等を進めてきた結果、令和 3 年 4 月 1 日現在では約 515 名となっています。

今後、行政を取り巻く環境としては、国、地方行政の IT 化や DX の推進を目的に、令和 3 年 9 月 1 日のデジタル庁創設により、様々な行政サービスにおいても ICT や AI 等の技術導入が加速され、業務の効率化による正規市職員数は今後も減少傾向になるものと想定し中長期的な観点から事務事業の改善や見直しが必要となってきます。

※DX とは、IT 化の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという概念

第５章　将来を見据えた放課後児童会制度の在り方の方針

１．市としての基本的な考え方

現状の児童会制度や将来に向けた安定的な児童会制度を継承していくには、短期的な課題と併せて、中長期的な観点で児童会制度を現状から検討することが重要となります。

本市では、人口減少の中においても出生率や共働き子育て世帯等は大きく減少するものでなく、保育所と同様に共働き子育て世帯等の生活を守る上で、持続可能な児童会制度を将来に引き継いでいくことは、行政の責務です。

今後の児童会の運営にあたっては、これまで培われてきた交野の児童会文化を継承し、守っていくために、経営主体は引き続き行政が担い、運営部分を豊かなノウハウやネットワークを持ち得る民間法人等との「協働」により実施することが望ましいと考えます。

※協働とは、多様な主体の特性や能力を生かして課題の解決に向け、取り組むことであり、事業の実施主体あくまで行政にある。（下記図参照）

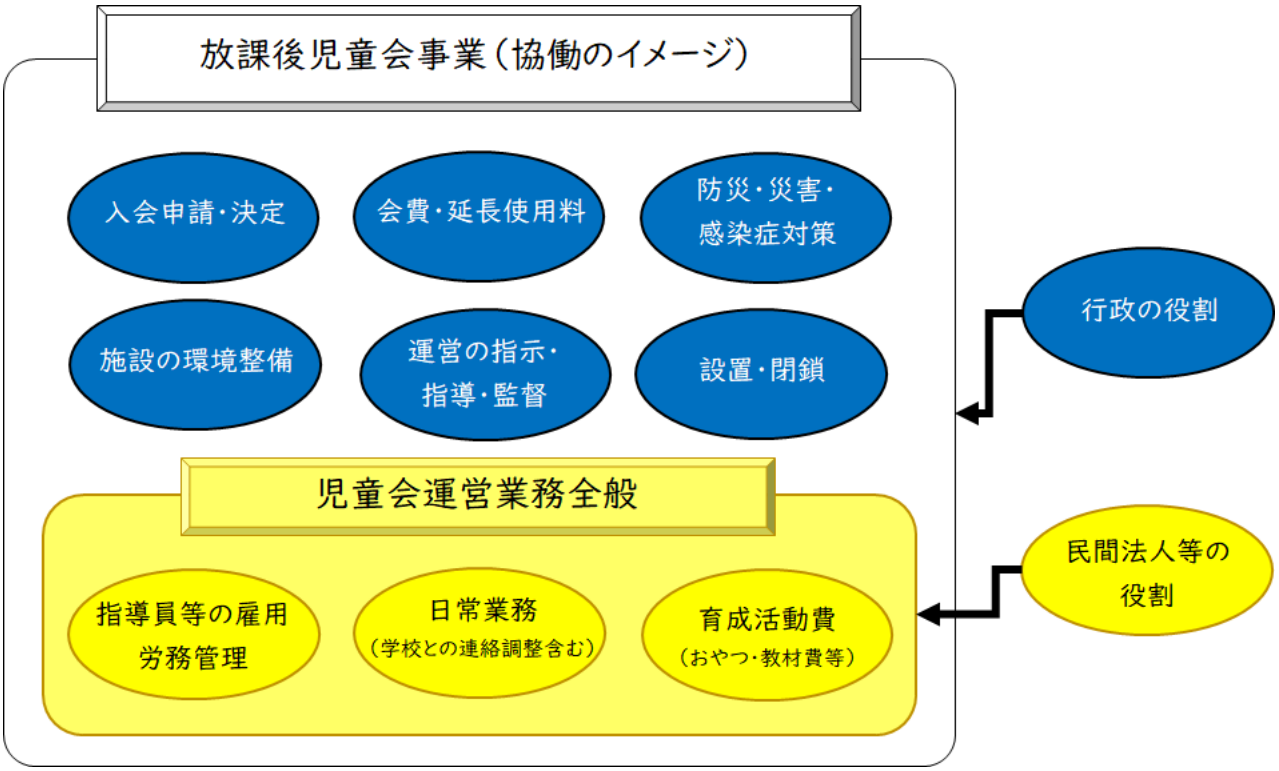

2. 方針

（1）将来の共働き子育て世帯等への安定的な児童会制度の継承

指導員の確保や高齢化等の課題は、児童会の受入定員に大きく関わるため、安定的な指導員の確保、年齢構成の平準化、人材育成研修等の充実を図ります。

（2）社会環境や利用者ニーズへの迅速な対応が図れる児童会制度の確立

社会環境の変化やアンケート結果から、共働き子育て世帯等の時間的制約をふまえ、児童会運営や各種行事への参画・協力は保護者の負担軽減に配慮する必要があります。

また、きめ細かく個別のニーズに対応できるよう、支援が必要な児童の保護者が必要なサービスを選択できるような仕組みづくりをめざします。

3. 方針の視点

方針の実現に向け、民間法人等との協働を実施する場合には、保護者ニーズや行政が民間法人等に求める内容について、対応可能な民間法人等を十分に見定めることが大変重要となります。

なお、進めるにあたっては、他の自治体への視察や費用の算出など必要な検証を行っていきます。